



2生畜第2380号
令和3年3月31日

鹿児島県知事 殿



農林水産大臣 野上 浩太郎

種畜証明書の有効期間延長の通報について

このことについて、独立行政法人家畜改良センターは、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定に基づき、毎年定期に種畜検査（以下「検査」という。）を行い、1年間を有効期限とする種畜証明書を交付している。

令和3年度の検査については、別紙計画のとおり実施することとしており、このため、一部の家畜については、種畜証明書の有効期限内に検査を受けることができない見込みである。

このため、別紙計画では有効期限内に検査を行うことができない家畜の種畜証明書については、同法第6条第2項の規定に基づき有効期限を6箇月以内に限り延長するので、通報する。

(参考)

延長が必要な定期種畜検査場所

都道県	班	月日	市・郡	市町村	場所
鹿児島県	3	6月22日	伊佐市		旧菱刈町（2戸）